

平成24年4月より

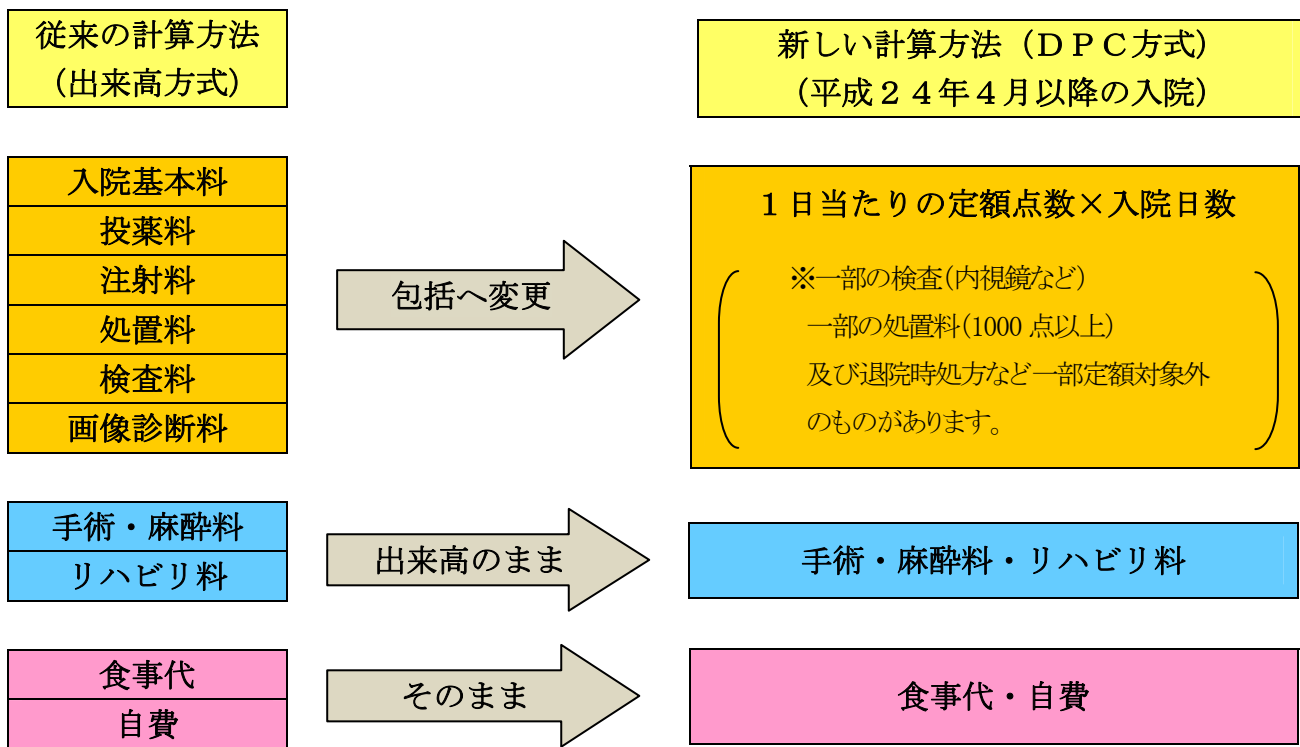
入院医療費の計算方法が変わります。

当院は、急性期入院医療を対象とした入院医療費包括払い制度(DPC方式)で入院医療費の請求を実施することとなりました。

入院医療費包括払い制度(DPC方式)とは

厚生労働省により医療の標準化と質の向上を目的として作られた急性期医療に係る診断群分類による定額医療費算定制度で、従来の診療行為ごとに医療費を算定する「出来高方式」とは異なり、入院される患者様の病気・症状・治療の内容に応じて診断群に分け、決められた1日当たりの定額医療費により入院医療費を算定することをDPC方式といいます。

$$\text{入院医療費} = \left[(\text{定額医療費} \times \text{入院日数}) + \text{出来高} \right] + \text{食事代} + \text{自費}$$



※ 入院医療費の支払いが変わります。

平成24年4月分より、入院医療費の請求方法が、月2回(毎月15日と月末締め)から、月1回(月末締め)に変わります。

なお、退院時の請求は、今までどおり退院時に請求いたします。

以前と同じ病名で入院されても、出来高方式とDPC方式で算定した医療費を比較すると高くなる場合や安くなる場合がありますので、ご了承をお願いします。

入院時に限度額認定証をご提示いただくと、医療費負担の上限によって支払いが軽減されることがありますので、忘れずにご持参ください。